

#### 第4 消防用設備等の着工の届出

法第17条の14関係	・工事着手の届出
法第17条の5関係	・消防設備士
施行令第36条の2関係	・消防設備士でなければ行ってはならない工事又は整備
施行規則第33条の18関係	・工事整備対象設備等着工届

1 危険物施設において消防用設備等の工事をしようとするときは、法第17条の14の規定により施行規則第33条の18による「工事整備対象設備等着工届出書」を消防用設備等の工事に着手する10日前までに消防長に届出なければならない。

ただし、当該工事が「消防用設備等に係る届出等に関する運用について」(H9.12.5 消防予第192号通知)の第1別紙2(軽微な工事の範囲)に掲げる軽微な工事に該当するものにあっては、届出を要しないことができる。

なお、着工の届出を要しないものであっても変更許可申請又は軽微変更届出書の提出は必要である。

2 工事整備対象設備等着工届書に添付する図書については、次のとおりとする。

- (1) 工事整備対象設備等着工届出書（施行規則別記様式第1号の7）
- (2) 製造所等の概要表
- (3) 各消防用設備概要表

なお、製造所等に設置される消防用設備等に係る着工の届出については、製造所等の設置又は変更の許可申請において、すでに付近見取図、平面図、断面図、立面図、配管系統図、配線系統図及び展開図、計算書、設計図、使用機器図等の詳細設計図書が提出されている場合は、当該添付図書を添付しないこととして差し支えない。